

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案の衆議院における修正の説明

ただいま議題となりました「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案」の衆議院における修正につきまして、御説明申し上げます。

修正の要旨は、附則の検討条項について、「特定障害者以外の障害者」に「日本国籍を有していないかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者」を明記するとともに、「今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるもの」を加えたものであります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案に対する修正案要綱

附則の検討条項を次のように改めること。（附則第二条関係）

- 一 障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者の例示として、「日本国籍を有していないなかつたため障害基礎年金の受給権を有していない障害者」を掲げること。
- 二 「今後検討が加えられるべきものとする」とあるのを「今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする」とすること。

## 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案に対する修正案

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二条中「障害を」を「日本国籍を有していなかつたため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を」に、「加えられるべきものとする」を「加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする」に改める。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案に対する修正案対照条文

修 正 案

原 案

(検討)

第二条 日本国籍を有していないなかつたため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第二条 障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられるべきものとする。